

川崎市地域日本語教育推進連絡調整会議運営要綱

(目的及び設置)

第1条 多文化共生社会を実現する社会を目指すために、「川崎市外国人教育基本方針」の具体的な展開を図り、外国人市民の生活実態や地域における識字・日本語学習を把握し、学習支援のあり方や関係機関等との連携のあり方などを協議することを目的として、川崎市地域日本語教育推進連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 調整会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 識字・日本語ネットワークのあり方
- (2) 識字・日本語学習の実態把握及び分析
- (3) 情報交換と連携協力の促進
- (4) その他関連事項

(組織)

第3条 調整会議は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年間とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 調整会議は、必要に応じて分科会を置くことができる。

(議長)

第4条 調整会議には、議長及び副議長を置く。

- 2 議長、副議長は委員の互選により選出する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、必要により議長の職務を代理する。

(会議)

第5条 議長は、調整会議を招集し、主宰する。

- 2 調整会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(連絡会)

第6条 調整会議は、地域日本語教育に関する情報収集を主な目的として、地域日本語連絡会（以下「連絡会」という。）を月1回程度開催するものとする。

- 2 連絡会の運営は、市内における識字学習活動ボランティア及び識字日本語活動団体ボランティア（以下「ボランティア」という。）が中心となって行う。
- 3 連絡会は、必要に応じ、ボランティアの全体集会である「ネットワークのつどい」を行う。
- 4 連絡会の運営について、各社会教育施設における識字日本語学習活動事業担当者、公益財団法人川崎市国際交流協会、川崎市ふれあい館及び教育委員会事務局生涯学習推進課は支援を行う。
- 5 連絡会は、情報収集の結果について、調整会議に報告する。

(事務局)

第7条 調整会議は、教育委員会事務局生涯学習推進課に事務局を置く。

(その他)

第8条 その他、調整会議の運営に関して必要な事項は、議長が調整会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。
(川崎市地域日本語教育推進協議会設置要項の廃止)
- 2 川崎市地域日本語教育推進協議会設置要項（平成9年7月25日施行）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委員

(1)	日本語教育学識経験者	3名
(2)	日本語教育活動関係者	4名
(3)	市民文化局多文化共生推進課	1名
(4)	公益財団法人川崎市国際交流協会日本語講座担当	1名
(5)	教育委員会事務局教育政策室（人権・多文化共生教育担当）	1名
(6)	教育委員会事務局教育文化会館・市民館職員	4名
(7)	川崎市ふれあい館職員	1名